



目次

【巻頭言】	頁
誤解のない食品トレーサビリティの導入と活用を	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 7月の主な事業活動	2
<hr/>	
【行政情報】	
1. 「食品、添加物等の規格基準」から「特定保健用食品の規定」を削除することについて 厚労省から食安委へ照会	2
2. 消費者庁関連法の施行に伴い制定する食品衛生法、独立行政法人国立健康・栄養研 究所法及び健康増進法に関する内閣府令・共同命令案に関する意見募集	5
3. 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案の意見募集	8
4. 消費者庁関連法の施行に伴う関係内閣府令に関する意見募集	9
5. アレルギー物質を含む食品の検査方法の一部改正	10
6. 平成20年度国民生活モニター調査結果(概要)～食品表示等に関する意識調査～	13
7. 平成20年度生鮮食品及び加工食品等の品質表示状況調査の結果	15
8. 米国産牛肉の混載事例について	16
<hr/>	
【消費者情報】	
1. お米の相談、苦情あれこれ～商品テスト部より～ (北海道消費者センター北のくらし「きらめっく」7月号No.56号より引用)	17
<hr/>	
【企業情報】	
フードチェーンにおける安全性確保に関する食品産業事業者 アンケート調査の結果	21
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. 成人における CoQ10 欠乏症	24

平成 21 年 8 月 13 日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】

誤解のない食品トレーサビリティの導入と活用を

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会
専務理事 伊藤蓮太郎

消費者の食品に対する信頼性を確保するためには食品トレーサビリティの導入と活用が不可欠である。

このことに関し、農林水産省消費・安全局トレーサビリティ関係ホームページ中の「トレーサビリティとは」のサイトの第1ページには次の説明文がある。

『トレーサビリティは、食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようになるもの』『あくまで食品の移動を追跡できるようにしておくことであり、そのことで直ちに食品の安全が確保されるものではない。』

なぜ、後段の説明文を付記しなければならないのか、食品トレーサビリティを誤解している食品事業者がいるか或いは関連システム設計業者等が営業上曲解して関連システムを食品トレーサビリティシステムと称して売り込んでいる実態があるからと見ている。筆者もこの売込みを経験している。

この「食品トレーサビリティを導入することによって、直ちに食品の安全が確保されるという誤解を与えている実態」は急ぎ解消しなければならないし、かつ、食品トレーサビリティ導入の普及に際してはこのような誤解を与えないような説明をしなければならない。

この誤解を与えない説明方法として筆者は次の二つを掲げたい。

一つは、食品衛生法第3条第2項の条文「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、……名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」を受けて作成された、「食品等事業者の記録の作成・保存に係る指針（ガイドライン）」（平成15年食安発第0829001号厚生労働省食品安全部長通知）を使用して具体的な記録の作成方法を説明することである。この条文中の「…の防止に必要な限度」とは、食中毒等の食品衛生上の危害が発生した場合、まず、原因施設及び原因食品を特定し、当該食品の製造販売を中止し、当該食品を回収し消費者の健康被害を最小限に食い止めることを指し、次にその病因物質、汚染経路等の原因究明を行い、再発防止を図ることを意味しているのである。同条文中の「必要な限度」が重要な意義をもっているのである。そして、上記、、の作業を迅速かつ適確に行うために食品トレーサビリティの導入が必要なのである。

なお、「必要な限度」が規定されていない場合は、正に、食品の安全を確保することを指しており、このことを規定した条文が食品衛生法第50条第2項及び第3項であり、すべての食品事業者に対し食品安全確保のための管理運営基準（一般的衛生管理プログラム）の遵守を義務づけている。

他の一つは、農林水産省の「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（改訂版）（以下、「手引き」という。）を使用し丁寧に説明することである。その際、コーデックスの「食品監視・認証システムにおける一手法としてのトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングのための原則（CAC/GL 60-2006）」を併せて説明する必要がある。この原則は、行政機関における食品の監視及び認証システムの業務における一つのツールとしての運用方法等について規定したものである。しかし、食品事業者が自主衛生管理のためにコーデックスのHACCPシステムを導入していると同様に、このコーデックスの食品トレーサビリティ原則を大いに参考とすべきである。

冒頭に記載したとおり、消費者の食品に対する信頼を一層確かなものにするためには、食品の安全確保と食品トレーサビリティは必須要件である。それ故に、食品事業者としては、両者の相違を認識した上で、高度な食品安全の確保と食品トレーサビリティの適正に導入・活用に努めるべきである。

【食科協の事業活動状況】

7月の主な事業活動

- 7月13日 （財）食品産業センター専務理事 花澤氏を表敬訪問
- 17日 ピュアフード（株）を訪問
- 21日 食科協ニュースレター第72号を発行
- 23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会を傍聴
- 24日 東洋冷蔵（株）を訪問
- 27日 常任理事懇談会を開催、議題は 「食の安全相談窓口」の開設のお知らせ（案）、 会員用及び食品衛生監視員である会員用メーリングサイトの開設、 関澤研究班の研究事業、 食科協パンフレットの作成、 公開講演会の開催日、テーマ等、 平成21年度会員研修講演会の概要、 収支状況報告（6月30日現在）等。
- 28日 すかいらく（株）を訪問

【行政情報】

1. 「食品、添加物等の規格基準」から「特定保健用食品の規定」

を削除することについて厚労省から食安委へ照会

食安委第295回会合(平成21年7月23日開催)において、厚労省から提出された「食品、添加物等の規格基準の第1食品の部 A食品一般の成分規格の項 第4款 特定保健用食品の規定を削除すること」が「食品安全基本法第11条第1項 第1号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するか否かの照会について審議されました。

同会合では、小泉委員長の指示にしたがって、まず、厚労省の尾崎新開発食品保健対策室長が資料1に基づき、照会内容、特定保健用食品に係る規定の削除の経緯及び今後の方向、参照条文、消費者庁の設置に伴う食品衛生法及び健康増進法の一部改正の概要、健康増進法の規定に基づく事務の具体的な取扱い、特定保健用食品の食品安全委員会への諮問手続き等について、特定保健用食品に関する審査手続きの流れ及び食品安全委員会における消費者庁設置後における特定保健用食品の安全性審査を説明しました。 審議の結果、「食品、添加物等の規格基準から特定保健用食品の規定を削除することは食品安全基本法第11条第1項に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する」ことが確認、了承されました。ここでは、資料1のうち、「特定保健用食品に係る規定の削除について」と「特定保健用食品の食品安全委員会への諮問手続き等について」を紹介します。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎) <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai295/dai295kai-siryou1.pdf>

特定保健用食品に係る規定の削除について

1. 経緯

特定保健用食品は、健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項又は第29条第1項に基づき、厚生労働大臣の許可又は承認を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品である。

また、特定保健用食品は食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の項第4款において、安全性及び効果の審査の手続きを経たものでなければならぬと規定されている。

今般、消費者庁の設置に伴い、消費者庁において特定保健用食品の審査及び許可を行うことを踏まえ、厚生労働省としては、事前の審査を行わないこととしたことから、当該規定を削除するものである。

但し、本案は、新たに定められる内閣府令として、食品安全委員会における安全性審査を経て許可等を行うこと等の規定を設け、従前のおり、食品安全委員会における審査を経なければ許可等を行えないとする旨の内閣府令を定め

ることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか照会するものである。

2. 今後の方向

食品、添加物の規格基準における特定保健用食品の規定の削除についてパブリックコメントを行うとともに、従来と同様の手続きを規定する内閣府令が内閣府において定められる予定である。施行は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)施行の日を予定している。

特定保健用食品の食品安全委員会への諮問手続き等について

平成21年7月

厚生労働省食品安全部

これまで、特定保健用食品の許可を行うに当たっては、食品衛生法第11条第1項及び食品安全基本法第24条第1項第14号に基づき、食品安全基本法第11条第1項第1号に該当する場合を除き、厚生労働省から食品安全委員会に特定保健用食品の安全性を諮問していた。

消費者庁設置に当たり、当時の内閣官房からの指示等を踏まえ、厚生労働省としては、特定保健用食品を含む特別用途食品に係る権限すべてを移管することとしているものであり、従来、厚生労働省で行っていた業務は、すべて消費者庁に移管されることとなる。

それに伴い、厚生労働省は、特定保健用食品等の安全性に関する業務については、当該食品が食品衛生法第7条に該当する場合や、食品衛生上の危害が発生した場合の販売禁止措置など、一般の食品と同様の食品衛生法に基づく「監視業務」のみを行うこととし、その許可に当たっての事前の安全性審査等は行わないこととしている。

今後、特定保健用食品の許可のための審査は消費者庁及び消費者委員会で行うこととなるが、その際、食品安全委員会における安全性の審査に係る「諮問」についても、その許可権限を有する「消費者庁」が行うこととなる。

以上のとおり、特定保健用食品の許可や食品安全委員会への諮問等については、今後は「消費者庁」が担うこととなるが、

- ・ 許可に当たっては、新たに定める内閣府令において、食品安全委員会における安全性審査を経て許可等を行うこと等の規定を設け、従前のとおり、食品安全委員会における審査を経なければ許可等を行われない仕組みとすること
- ・ 薬事食品衛生審議会において特定保健用食品の審査を担当する部会・調査会をそのまま消費者委員会に移行し、従前のとおり、食品安全委員会の前に、専門家による十分な有効性・安全性の審査を行う仕組みとすること
- ・ 消費者庁において特定保健用食品の審査を担当する職員については、厚生労

働省食品安全部の者が異動し、引き続きその業務を担うこと等から、運用上は、従来の取り扱いと同様の仕組み・手続きで対応していくこととしている。

2. 消費者庁関連法の施行に伴い制定する食品衛生法、独立行政法人国立健康・栄養研究所法及び健康増進法に関する内閣府令・共同命令案に関する意見募集

内閣府大臣官房消費者庁・消費者委員会設立準備室(以下、本号においては「消費者庁準備室」という)は、消費者庁関連法が制定されたことに伴い、関連する内閣府省令・告示の制定について所要の規定の整備を行うため、標記の内閣府令・共同命令を制定することとし、7月15日、同内閣府令・共同命令案の意見募集を行いました。同案の概要は次のとおりです。出典は下記のURLです。なお、意見募集は終了しました。(伊藤蓮太郎)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000054586>

消費者庁関連法の施行に伴い制定する食品衛生法、独立行政法人国立健康・栄養研究所法及び健康増進法に関する内閣府令・共同命令案の概要

第1 背景

平成21年通常国会(第171回国会)において、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成21年法律第49号。以下「整備法」という。)が成立し6月5日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている。

消費者庁の設立に当たっては、以下の内閣府令及び共同命令を新たに制定し、又は改正して、所要の規定の整備等を行う必要がある。

第2 概要

1 食品衛生法に規定する食品等の表示に関する基準案

(1) 概要

整備法により食品衛生法(昭和22年法律第233号)第19条に規定する表示基準の設定主体が「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改められたことを踏まえ、食品、添加物等に係る表示基準を定める規定を一括して規定するため、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条及び乳及び乳製品に係る表示基準を定める乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第7条に関する規定を、新たに内閣府令において規定することとする。(当該規定は現行食品衛生法施行規則及び現行乳等省令から削除する。)

(2) 経過措置

この府令の施行の際、食品衛生法施行規則第21条に関して現に存していた以下の経過措置については、府令においてこれらに相当する経過措置を設けることとする。

- ・ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第11号)附則第2条(えび・かにのアレルギー表示に関する経過措置)
- ・ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第151号)附則第2条(加工デンプンの添加物指定に伴う表示に関する経過措置)

2 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令案

(1) 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画

整備法による改正後の食品衛生法第24条第4項及び第5項の規定による都道府県等食品衛生監視指導計画の報告先及び実施状況の公表については、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより報告又は公表しなければならないこととされたことから、同計画の報告及び公表の手續について規定する食品衛生法施行規則の関係規定に相当する規定(同施行規則第22条及び第23条)を、新たに厚生労働省令・内閣府令において規定することとする。(当該規定は現行食品衛生法施行規則から削除する。)

(2) 臨検検査、収去等において携帯する証票等

整備法による改正後の食品衛生法第28条の規定による営業者等から報告徴収、検査及び収去を行うことができる主体について、「内閣総理大臣」が加えられたことから、食品衛生法施行規則第35条及び関連様式に相当する規定を、新たに厚生労働省令・内閣府令において規定することとする。(当該規定は現行食品衛生法施行規則から削除する。)

(3) 経過措置

この省令の施行の際現にある消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(以下「整備省令」という。)による改正前の食品衛生法施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令による様式によるものとみなすこととする。

整備省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

3 独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正案

- (1) 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、中期計画の認可を受けようとするときは申請書を厚生労働大臣及び内閣総理大臣に、中期計画の変更の認可を受けようとするときであって当該変更が独立行政法人国立健康・栄養研究

所法第11条第2項第2号及び第3号に掲げる業務に係るものである場合には申請書を厚生労働大臣及び内閣総理大臣に提出することとする。(第2条関係)

- (2) 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、年度計画を変更したときであって当該変更が独立行政法人国立健康・栄養研究所法第11条第2項第2号及び第3号に掲げる業務に係るものである場合には届出書を厚生労働大臣及び内閣総理大臣に提出することとする。(第4条関係)

4 健康増進法に規定する特別用途表示等に関する内閣府令(仮称)案

(1) 特別用途表示の許可関係

整備法による改正後の健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項(同法第29条第2項において準用する場合を含む。)の特別用途表示の許可等については、内閣総理大臣の事務となることから、従来の健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)の関係規定に相当する規定を、新たに内閣府令において規定することとする。

健康増進法施行規則第14条第1項第6号に基づく様式第3号～第6号の2で定める特別用途表示の許可証票については、「厚生労働省」の文字部分を「消費者庁」に改める。

(2) 登録試験機関関係

整備法による改正後の健康増進法第26条第3項の規定による登録試験機関の登録等に関する事務については、内閣総理大臣が所掌することとなることから、登録試験機関について規定している健康増進法第26条の2から第26条の18までの規定に基づく規則の関係規定に相当する規定を、新たに内閣府令において規定することとする。

(3) 収去関係

整備法による改正後の健康増進法第27条(法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する特別用途食品の検査、収去等については、内閣総理大臣が所掌することとなることから、健康増進法施行規則の関係規定に相当する規定を、新たに内閣府令において規定することとする。

(4) 栄養成分関係

整備法による改正後の健康増進法第31条の規定による栄養表示基準に関する事務については、内閣総理大臣が所掌することとなることから、健康増進法第31条の規定に基づく健康増進法施行規則の関係規定に相当する規定を、新たに内閣府令において規定することとする。

(5) 経過措置

この府令の施行の際現にある消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(以下

「整備省令」という。)による改正前の健康増進法施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、健康増進法に規定する特別用途表示等に関する内閣府令による様式によるものとみなすこととする。

整備省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

整備省令の施行の際現に健康増進法第26条第1項の許可又は同法第29条第1項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、公布の日から起算して2年間は、なお従前の例によることができることとする。

第3 今後のスケジュール(予定)

公布：8月

施行：消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日

3. 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案の意見募集

消費者庁準備室は、消費者庁関連法が制定されたことに伴い、関連する内閣府省令・告示の制定について所要の規定の整備を行うため、標記の指針(告示)を制定することとし、7月15日、同指針の一部改正案の意見募集を行いました。同案の概要は次のとおりです。出典は下記のURLです。なお、意見募集は終了しました。(伊藤蓮太郎)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000054587>

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案の概要

第1 背景

平成21年通常国会(第171回国会)において、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律48号)及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成21年法律第49号。以下「整備法」という。)が成立し6月5日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている。

消費者庁の設立に当たって、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号。以下「指針」という。)について所要の規定の整備等を行う必要がある。

第2 改正の概要

整備法による改正後の食品衛生法第22条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣及び内閣総理大臣は国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視指導の実

施に関する指針を定めることとされている。

現行の指針は厚生労働省告示において定められているところ、厚生労働省の所掌事務の一部が消費者庁に移管されることに伴い、厚生労働省・消費者庁告示により、所要の改正を行うこととする。

- (1) 指針中「第一 監視指導の実施に関する基本的な方向」の「二 監視指導に係る厚生労働省及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方」において、内閣府は、食品衛生法第19条第1項に規定する表示についての基準の遵守及び法第20条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止(以下「食品表示関係規制」という。)に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める旨を記載する。
- (2) 指針中「第六 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項」の「一 厚生労働省における施策全般に係る情報及び意見の交換の実施」において、消費者、事業者等との意見交換会等の開催、監視指導の実施状況を含めた食品等の安全性の確保のための施策の実施状況の公表等の主体については、食品表示関係規制に関する事項にあっては消費者庁である旨を記載する。

第3 今後のスケジュール(予定)

公布：平成21年8月

施行：消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日

4. 消費者庁関連法の施行に伴う関係内閣府令に関する意見募集

消費者庁準備室は、消費者庁関連法が制定されたことに伴い、関連する内閣府令の制定について所要の規定の整備を行うため、「健康増進法に規定する特別用途表示等に関する内閣府令(仮称)」を追加規定することとし、7月25日、同内閣府令(仮称)案(追加)の意見募集を行いました。同内閣府令(仮称)案(追加)は次のとおりです。出典は下記のURLです。意見募集の期限は8月23日です。(伊藤蓮太郎)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000055038>

健康増進法に規定する特別用途表示等に関する内閣府令(仮称)案について(追加)

第1 背景及び改正の概要

現在、標記については、「消費者庁関連法の施行に伴う関係府省令・告示案に関する意見の募集について」において、「食品衛生法、独立行政法人国立健康・栄養研究所法及び健康増進法に関する内閣府令・共同命令案」として既にパブリックコメントを行っているところである。

今般、厚生労働省において特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續(平成13年厚生労働省告示第96号)を廃止することとされたことを踏まえ、消費者庁においても引き続き従来の審査体制を維持することを担保するため、当該告示と同趣旨の内容として、以下の内容を健康増進法に規定する特別用途表示等に関する内閣府令(仮称)に新たに規定することとしたものである。

- 1 特定保健用食品の申請に際しては、有効性及び安全性に係る資料を添付すること
- 2 特定保健用食品の許可に当たっては、食品安全委員会(安全性に係るものに限る。)及び消費者委員会の意見を聴いた上で行うものとする
- 3 内閣総理大臣は、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会(安全性に係るものに限る。)及び消費者委員会の意見を聴いた上で再評価を行い、必要に応じ、当該食品に係る許可を取り消すものとする

第2 今後のスケジュール(予定)

公布：平成21年8月

施行：消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日

5. アレルギー物質を含む食品の検査方法の一部改正

厚労省は7月24日、「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」(厚労省食品保健部長通知平成14年11月6日食発第1106001号)において規定しているアレルギー物質を含む食品の検査方法、監視指導及び自主管理のための判断樹等の一部を改正し、公表するとともに、各都道府県知事・政令市市長・特別区区長へ改正後の「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」(厚労省食品安全部長通知平成21年7月24日食安発第0724第1号)を通知しました。

(1) 経緯

厚労省は、特定の食品に対するアレルギー体質の人々の健康危害を防止する観点から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症者数が多く重篤度が高い5食品(小麦、そば、卵、乳、落花生)について、平成13年4月、食衛法第19条に基づく表示基準において「特定原材料」と定め、同表示基準・乳等省令・乳を原料とする加工食品表示基準のそれぞれにおいて特定原材料を原材料として含む各加工食品には特定原材料を含む旨の表示義務を法制化しました。平成20年6月に特定原材料として2食品(えび、かに)を追加しました。また、アレルギー表示施行通知(厚労省食品保健部長通知平成13年3月15日食発第79号)において、過去に一定の頻度で重篤な健康危害が見られている食品を「特定原材料に準ずる食品」として指定し、当該食品を原材

料として含む加工食品についてはその旨を可能な限り表示するよう努めることと定めています(以下、奨励表示という)。奨励表示の対象となっている食品は現在 18 品目(あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)です。

同時に、厚労省は平成 14 年 11 月、アレルギー物質を含む食品の検査方法、表示方法の監視指導及び自主管理のための判断樹等を定めた「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」(厚労省食品保健部長通知)を各都道府県知事等へ発出し、全国の食品衛生監視員を通じアレルギー物質を含む食品に係る表示制度の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な実施に努めてきました。

今回の 7 月 24 日厚労省食品安全部長通知は、昨年 6 月 3 日に特定原材料としてえび及びかにが追加されたことを契機に、検査方法を最新の技術進歩に対応させるとともに、判断樹、標準品規格等を改正するなど「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」の一部を改正したものです。

(2) 主な改正箇所

この通知では項目ごとに、アレルギー物質を含む食品の検査方法(別添 1)、判断樹の図(別添 2)、判断樹について(別添 3)、標準品規格(別添 4)、参考(別添 5)と別添資料で説明しています。詳細は下記 URL にあります。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/051011/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/051011/dl/01.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/051011/dl/02.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/051011/dl/03.pdf>

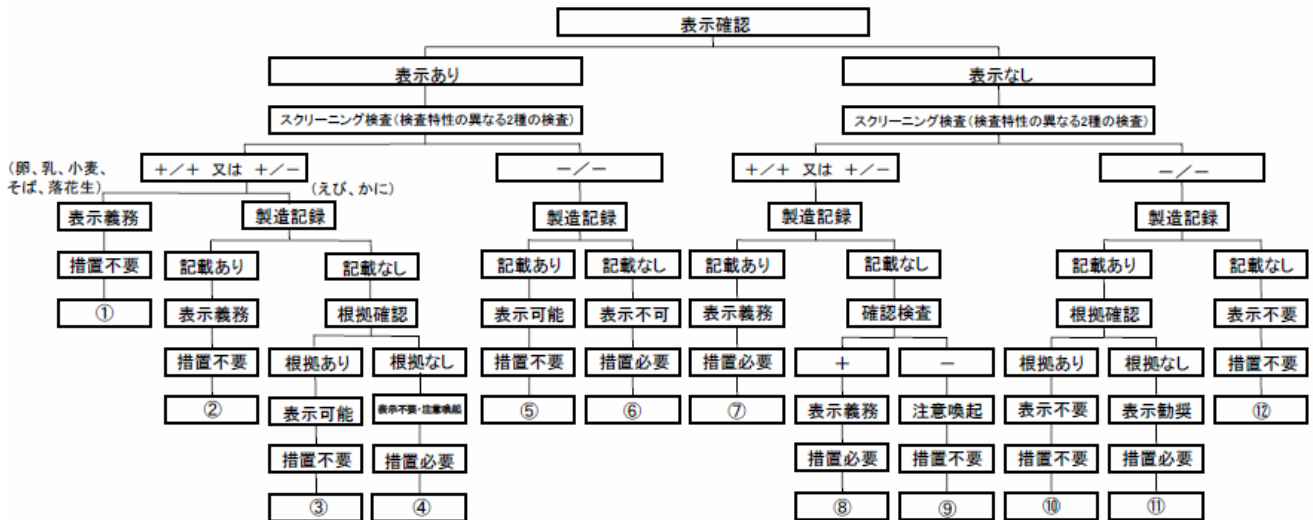
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/051011/dl/04.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/051011/dl/05.pdf>

アレルギー物質を含む食品の検査方法(省略)

判断樹

判断樹枝が から に増えている。



判断樹について

「6 枝 から までの考え方」の項においては、監視のみに係る考え方と監視指導及び自主管理に係る考え方とが区別して記載されている。

標準品規格(省略)

参考

「アレルギー物質を含む食品の検査方法を評価するガイドライン」

ここでは同ガイドライン中の「はじめに」を紹介しそれ以下は省略します。

はじめに

近年、食品が原因となるアレルギーが増加しており、重篤な症状を引き起こす場合も多い。このことから、平成 13 年 4 月よりアレルギー誘発物質（アレルギー）を含む食品に関する表示制度が創設された。

本表示制度が適切に実践されていることの検証のために、特定原材料を含む食品の検査方法が必要である。平成 14 年 11 月に、「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」が通知され、特定原材料 5 品目の検査方法が定められた。さらに平成 17 年 11 月には検査方法の追加が通知された。しかし、その後の研究による技術の向上や新たなアレルギーの発見等に伴い、常に検査法を見直し適切な消費者保護に努める必要がある。不適切な検査方法による健康危害を起ささないためにも、検査技術の評価も行わなくてはならない。検査技術の評価方法として、分析法バリデーションが多くの分野で確立されているが、食品中のアレルギー検査という特性から、従来の分析法の評価方法のみでは、適切な

評価が難しいと考えられるため、ガイドラインを作成しアレルギー表示の検証に使用するに適切な検査方法の評価法を定めることとなった。本ガイドラインでは、アレルギー食品の検査方法の評価法、表示制度の検証のための検査方法に求められる特性、検査方法実施が行うべき信頼性確保について指針を示す。

6. 平成20年度国民生活モニター調査結果（概要）

～ 食品表示等に関する意識調査 ～

内閣府国民生活局は、消費者にとって分かりやすい食品表示制度を検討する際の前提として、消費者がどのような点を重視して食品を選択しているのか、食品表示現行制度をどれくらい理解しているかといった食品表示等に関する消費者意識の現状とともに今後、どのような表示制度を求めているかを把握することを目的として、本年3月に国民生活モニター2000名を対象に食品表示等に関する意識調査を実施し、7月28日、その結果を公表しました。結果の要点は次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。（伊藤蓮太郎）

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/monitor/syokuhin09072801.pdf>

（1）食品表示全般の評価

現在の食品表示について、「信頼できると思う」とした人は43.8%であり、「信頼できないと思う」とした人は28.0%であった(問1)。また、現在の食品表示がわかりやすいかどうかについて、「わかりやすいと思う」とした人は39.0%であり、「わかりにくいと思う」とした人は36.2%であった(問2)。信頼度、わかりやすさは、ともに平成14年度の同様調査結果より改善しているが、半数には達していない。

食品表示をもっとわかりやすく役立つものにするためにどうしたらよいか尋ねたところ、「表示に用いる言葉は統一して、わかりやすく整理して欲しい」が最も多く(77.1%)、次いで、「文字が小さくて見えにくいので、もっと大きくして欲しい」(42.1%)が50代以上を中心に多かった(問24)。自由意見においても同様に「子どもから大人、高齢者まで誰でもわかるような食品表示にして欲しい」などわかりやすい表示にして欲しいという意見が多数寄せられた(問27)。

（2）消費者の食品選択

消費者が食品選択をする際の基準について、生鮮食品と加工食品に分けて3つずつ尋ねたところ、生鮮食品では回答者の多い順に「新鮮さ」(81.4%)、「安全性」(61.5%)、「価格」(58.2%)となった。一方、加工食品では回答者数の多い順に「安全性」(76.8%)、「価格」(54.0%)、「生産地」(50.9%)となった(問3)。

男女の違いを見てみると「価格」、「おいしさ」は男性の方が高く、「生

産地」は女性の方が高い。年代別では、若年層は「価格」が最も高く、それ以外の層では「安全性」が「価格」よりも高かった。

(3) 現行制度の理解度

賞味期限と消費期限の違いを「知っていた」人は95.1%(問14)、それぞれの期限表示が未開封の場合の期限であることを知っている人も97.7%とほとんどの人が知っていた(問15)。なお、購入した商品が未開封の状態で賞味期限又は消費期限を過ぎてしまった場合にその商品をどうするか尋ねると、賞味期限、消費期限のいずれの場合でも「食品の状態を見て判断する」が7割弱で最も多いが、賞味期限の場合は、「気にせずに食べる」が次に多く26.2%、消費期限の場合は、「食べずに捨てる」が次に多く28.8%あった(問16)。

我が国の原料の原産地表示の方法について、海外で生まれた家畜でも、他の国々より長い期間、国内で飼養され、と畜された場合は国産品と表示されることを「知っている」人は70.5%であった(問11)。

一方、加工食品の原料原産地表示について、生鮮食品に近い20の加工食品群で、対象となる加工食品の主な原材料については原産地表示が義務づけられているが、それ以外は義務づけられていないので、表示がない場合でも国産とは限らない。このことを知っているか尋ねたところ、49.6%とほぼ半数の人が「全く知らなかった」と回答した(問13)。

我が国の原材料表示方法では水分や食品の名前に使った原材料等は重量比で記す必要がないことを「知っている」(「以前から知っている」と「知らなかったが、最近知った」の合計)人の割合は24.0%であり、4分の3の人が「全く知らなかった」(76.0%)と回答した(問8)。

我が国の遺伝子組換え食品の表示規定を多くの人が「全く知らない」(67.1%)と回答した(問20)。また、我が国の栄養成分表示の方法について、「全く知らない」と回答した人が50.4%であった(問22)。

(4) 今後の表示制度のあり方

現在の我が国の原材料表示にないもののうち、消費者への情報提供として必要不可欠と考えるものを尋ねると「水も原料の重量表示も必要」とした人が最も多く43.1%であった。なお、「現状のままで十分」とした人は15.7%にとどまった(問9)。また、現在、我が国では用途名だけの表示が認められている食品添加物の表示方法について、「用途名だけでなく、物質名も記載すべき」と考える人の割合が70.1%で最も高く、「現状の用途名だけでよい」とした人は12.8%であった(問10)。

畜産物の産地表示として、原産国が表示としてどのように示される必要があるか尋ねたところ、「家畜が育ったところ」、「家畜が生まれた国」、

「と畜を行った国」、「商品として包装された国」の全ての情報が必要であるとした人が48.5%と最も高かった(問12)。

期限表示を口語調にすることについて「今のままでよい」が最も多かった(57.9%)が、期限表示の違いを全く知らなかった人では「口語調がよい」が半数を超えるなど「口語調がよい」も31.2%あった(問17)。

牛乳やハム等の食品では賞味期限と消費期限のどちらの期限表示が消費者の認識とズレがないか尋ねると、消費期限とした人が最も多く75.9%であり(問18)、また、罰則のあり方については、消費期限を過ぎた商品を販売した業者は罰せられるべきとした人が最も多かった(52.9%)(問19)。

栄養成分表示の義務化について、「よいことだと思う」とした人が86.2%と多数を占めた(問23)。

7. 平成20年度生鮮食品及び加工食品等の品質表示状況調査の結果

農水省は、食品の表示が消費者の商品選択の際の拠りどころとなっていることから、全国で販売されている生鮮食品及び加工食品等の表示についてJAS法に基づく各品質表示基準に適合している否かの調査を日常的に行っています。平成20年度の結果が7月29日に公表されました。その概要は次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/pdf/090729-02.pdf>

(1) 調査対象

小売店舗：38,004 店舗、6,202,822 商品

中間流通業者：4,299 事業所、116,843 商品

食品製造業者：827 事業所、4,474 商品

(2) 調査内容

(1) 小売店舗及び中間流通業者における生鮮食品の表示実施状況調査

(2) 小売店舗における加工食品の表示実施状況調査

(3) 食品製造業者における加工食品の表示実施状況調査(平成20年度に初めて実施)

(3) 調査結果の要点

(1) 生鮮食品(袋詰米穀を除く)の表示実施状況

小売店舗において全商品に適正な表示をしていた割合は、「名称」で90.6%(1.1%増)、「原産地」で84.6%(1.2%増)といずれもやや改善されていました。(注：カッコ内はいずれも前年比)

小売店舗において調査した全商品のうち、表示欠落等の不適正な表示をしていた商品の割合は、「名称」について0.3%(0.1%減)、「原産地」

について0.6%(0.2%減)であり、いずれもわずかに改善が見られたもののほぼ横ばいでした。

(2) 加工食品の表示実施状況

小売店舗において調査した全商品のうち、表示欠落等不適正な表示をしていた商品の割合は全体で6.6%(0.8%減)であり、やや改善されました。

食品製造者等の事業所において調査した全商品のうち、全商品に適正な表示をしていた事業所の割合は81.6%、表示欠落等不適正な表示をしていた商品の割合は、表示項目全般では11.9%でした。

(3) 不適正な表示への対応状況

生鮮食品における原産地表示等に不適正な表示が認められた14事業者及び加工食品における原料原産地名表示等に不適正な表示が認められた3事業者に対し、JAS法に基づく指示を行うとともにその旨を公表しました。

有機農産物の表示状況調査において、不適正な表示(有機農産物でないものに有機農産物である旨の表示)が認められた1事業者に対し、JAS法に基づく有機表示の除去・抹消命令を行うとともにその旨を公表しました。

このほか、表示の欠落や軽微な不適正表示に対しては、その場で当該表示の改善指導を行い、後日、不適正表示の程度に応じて文書による改善指導等を行いました。また、小売店舗等からの改善報告が行われた後には、改善状況の確認を行いました。

8. 米国産牛肉の混載事例について

農水省動物検疫所(川崎分室)が7月21日米国産牛肉の現物検査を実施したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない牛肉が2箱含まれていることを確認しました。このため、厚労省及び農水省は翌22日、貨物の輸入手続を保留するとともに米国農務省に対し詳細な調査を要請したことを公表しました。

本事例の概要は次のとおりです。詳細のURLは下記です。(伊藤蓮太郎)

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090722_1.html

(1) 7月21日、動物検疫所(川崎分室)が東京港に到着した貨物(冷蔵牛肉)を検査したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない、せき柱を含む牛肉が2箱含まれていることを確認しました。

(注)貨物の概要

(ア)出荷施設：クリークストーンファームプレミアムビーフ社工場(カンザス州)

(イ)輸入者：スターゼンインターナショナル株式会社(東京都港区)

- (ウ)品目：冷蔵ばら肉等
(エ)数重量：810箱(約16トン)
(2)このため、同日、当該施設からの貨物について、輸入手続を保留するとともに、在京米国大使館を通じ、米国農務省に対し詳細な調査を要請しました。
また、動物検疫所において当該貨物全箱を開梱し、現物検査を実施しましたが、その他の貨物には問題は確認されませんでした。
(3)厚労省及び農水省では、今後、提出される米国政府による詳細な調査結果の報告を踏まえ、適切に対応することとしています。

【消費者情報】

1. お米の相談、苦情あれこれ～商品テスト部より～

(北海道消費者センター北のくらし「きらめっく」7月号 No.56号より引用)
道立消費生活センターは、消費者からさまざまなテスト依頼が寄せられます。特に事故米の問題以降、米の品質に関するテスト依頼が急増しました。そこで最近テストした事例を紹介します。

事例1

道内で購入した米(道産米16品目、道外米4品目)の残留農薬及び重金属(鉛・カドミウム)を調べてほしい。(消費者グループからの依頼)

回答

主な農薬89種類及び重金属(鉛・カドミウム)は、すべて検出されませんでした。(表1参照)



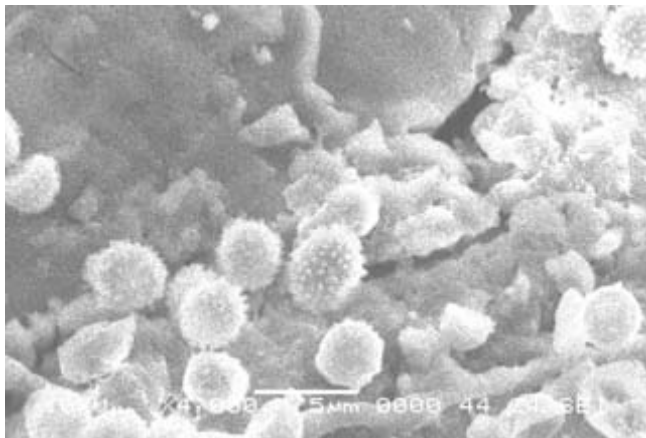
農薬を検出する機器(ガスクロマトグラフ質量分析計)

事例2

1年前に購入したもち米を食べようとしたら、灰色に変色していた。炊くと白いが、酸っぱくて食べられない。変色した原因を知りたい。

回答

走査電子顕微鏡で観察したところ、黒いのはカビでした。洗米して白くなったとしても、食用としては好ましくないことを伝えました。また、保存場所の温度と湿度が高いとカビが生えやすいので、保管方法に注意するよう助言しました。



米に付着したカビの孢子（4000杯）

表1

No.	品種	生産年度	生産地	残留農薬 (89種類)	重金属(鉛・ カドミウム)
1	おぼろづき	20年度	北海道	不 検 出	不 検 出
2	おぼろづき	20年度	岩見沢市栗沢町		
3	ほしのゆめ	20年度	沼田町		
4	ななつぼし	20年度	(滝川市) 江部乙町		
5	ななつぼし	20年度	東川町		
6	ふっくりんこ	不明	北海道		
7	あきたこまち	20年度	秋田		
8	あきたこまち	20年度	秋田県仙北市		
9	こしひかり	20年度	山形県上和田		
10	ななつぼし	20年度	北海道		
11	ほしのゆめ	20年度	旭川市		
12	おぼろづき	20年度	岩見沢市栗沢町		

13	ななつぼし	20年度	北海道		
14	おぼろづき	20年度	当別町弁ヶ沢		
15	ふっくりんこ	20年度	赤井川		
16	こしひかり	20年度	新潟県		
17	ななつぼし	不明	空知		
18	ななつぼし	20年度	沼田町		
19	ななつぼし	20年度	妹背牛		
20	ほしのゆめ	20年度	北海道		

事例3

米の一部が黒く変色している。食べても大丈夫なのか？

回答

実体顕微鏡で観察したところ、着色粒というもので、黒い部分は米が成長の段階で虫に食われて傷んだものです。着色粒を食べても体に害はありません。

米の等級により、着色粒の含有率の上限が設定されています。1等米で0.1%以下、2等米で0.3%以下、3等米で0.7%いかです。なお、表示基準の中では、「等級」表示は必要ありません。



着色粒（白米の一部が黒い）

<お米の豆知識>

「新米」と表示できるのは？

JAS法の「玄米及び精米品質表示基準」によると、「新米」と表示できるのは、生産された年の12月31日までに容器に入れられたか、もしくは包装されたお米です。

「うるち米」って何ですか？

米の種類で、炊飯用の米をうるち米といい、もちやおこわに用いる米をもち米といいます。一般の白米がうるち米です。両者はでんぷんの構造が異なります。

なお、お米に関する用語や表示例は表2、表3を参照してください。

事例4

新米表示がある米を購入したが、いつもより硬く、おいしくない。古米だと思うので調べてほしい。

回答

新米と古米の簡易判別テストの結果、新米でした。また、実際に炊飯し、5名で試食しましたが、食感に問題はありませんでした。

白米の新鮮度を調べるには、試験管に白米と試薬を入れて振り、色を観察します。新鮮な米は緑色ですが、古くなるにつれ、黄色 褐色になります。

これらの事例以外にも、「機械油のようなにおいがする」「保温するとご飯が茶色になった」「虫がわいていた」などの相談や苦情が寄せられます。その都度、調べて対応しています。「本当にコシヒカリなのか知りたい」といった品種の鑑定は当センターではできません。また、米はにおいが移りやすいので、保管には注意することも助言しています。

表2

用語	定義
玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの
精米	玄米のぬか層の全部、または一部を取り除いて精白したもの
もち精米	精米のうち、でんぷんにアミロース成分を含まない精米
うるち精米	もち精米以外の精米
原料玄米	製品の原料として使用される玄米

「玄米及び精米品質表示基準」より)

表3 表3 単一原料米の表示例(検査米の場合)

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 北海道	ななつぼし	21年産
内容量	5kg		

精米年月日	平成21年9月30日
販売者	米穀株式会社 北海道 市 町 - - 電話番号 × × × - -

【企業情報】

フードチェーンにおける安全性確保に関する食品産業事業者アンケート調査の結果

(株)綜研情報工芸は平成20年度内閣府請負事業として「フードチェーンにおける安全性確保に関する食品産業事業者アンケート調査」を実施し内閣府へ報告しました。内閣府は7月29日、その概要を公表しました。調査の目的は、フードチェーンに関わる全ての分野の食品関連産業の事業者(農家、畜産農家、漁業関係者、食品製造業、卸売・小売業、飲食店、倉庫業、運送業)を対象にした大規模の郵送アンケート調査を実施するとともに、他の事業者の参考になるような先進的対応をしている事業者を対象にした面接調査を行うことにより、国内の民間事業者の食に対する意識と食品安全・食品防御への対応状況及びその課題を分析し、今後、事業者、食品関連事業者団体、行政が取るべき対応策を検討する上での参考データの収集を行うことです。調査結果のポイントは次のとおりです。詳しくは下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/kokusai/file/foodchain/0_summary.pdf

調査結果のポイント

1. 事業者の食に対する意識

- ・食品関連事業者は消費者意識の高まりや不安・不信の高まりを感じている(86.9%)。一方で過剰反応と捉えている(41.1%)社も多い(問1)。そうした中、事業者自らの役割として、割安な食品の提供(16.4%)や収益確保(15.4%)よりも製造業、飲食店を中心に安全な食品の提供(90.1%)や食品に関する正しい情報の提供(69.0%)を重視する姿勢が見られる(問2)。
- ・また、輸入食品について、「食品が安定的に安く提供できる」との意見が輸入食品を取り扱う事業者で多く(74.1%)、「提供は困難」とする意見が扱っていない事業者で58.4%を占めた(問11)。
- ・ヒアリング調査では、最近の食品関連の事故・事件に関して、日本経済の低

迷による企業の利益確保の優先や低価格競争の激化によるコストの削減などから、本来重視すべき食品の安全・安心がなおざりにされ、不当表示、食品偽装などが多発していると捉えている。また、マスコミの報道や消費者の知識不足による反応への疑問、食料自給率の低下に由来する輸入に頼らざるを得ない食料事情などを指摘するものも多かった。

2. 食の安全に対する取組状況

- ・食の安全確保手法としてトレーサビリティ、HACCPはある程度認知されている(「内容まで知っている」はそれぞれ49.6%、46.9%)が、それでも半数程度であった。食品防御やGAPについては認知度が低かった(「内容まで知っている」はそれぞれ20.2%、14.2%)。HACCPは製造業で認知度が高い一方、小売業、飲食店で低いなど、業種や企業規模で大きな差がみられた(問3)。
- ・取り扱い食品のほとんどで供給元を把握している社は4分の3(74.6%)あったが、衛生管理状況などまで把握しているのは4割強に過ぎず、特に川下の産業では把握が進んでいない(「供給元」、「伝票記録」、「衛生管理状況」、「検査記録」の4点とも把握している事業者は畜産業27.9%、製造業27.0%に対して飲食店5.7%、小売業は6.3%)(問4)。
- ・入荷食品の安全性確保については、検査または証明書での確認は製造業、卸売業を中心に行われているが、全体で50.0%に止まる。飲食店、小売業を中心に仕入先を信頼して何もしていない社が多く、全体で39.1%を占めている(問6)。輸入食品も同様に飲食店、運輸・倉庫業を中心に何もしていない社が最も多い(輸入食品取扱事業者のみで見ると61.6%)(問7)。
- ・社内体制をみてもHACCPまたは類似のシステムを導入している社は製造業でも15.2%に止まり、恒常的な安全管理制度の導入は進んでいない(「導入している」は全体で26.1%)(問9)。また、安全管理責任者や被害通報窓口も小規模事業者を中心に設置が少ない(「安全管理責任者設置あり」41.8%、「通報窓口設置あり」28.4%)(問10、問14)。
- ・食品による危害・危険回避のための教育・研修の受講経験は運輸業を除く全ての業種で5割を超える水準となった(問13)。
- ・ヒアリング調査では、より安全な食品の提供に先進的に取組む事業者が多く見られた。食品安全確保のための社内体制としては品質管理や衛生管理に関する専任部門を、事業部門とは独立して設けている社が多く、イントラネットを活用した情報共有の体制を整えるとともに、グループ会社内のイントラ上で食品安全に関する自由参加型のテストを実施するなどの取組もみられた。また、各々の事業者では独自に教育・研修・訓練を実施しており、擬似回収訓練による課題の洗い出しやトレース状況の確認などを行い、形式的な教育を施すだけでなく、訓練などを交えて実際の効果を測定するというものもあ

った。

3. フードディフェンスに対する意識と取組状況

- ・食品の意図的汚染の可能性は、従業員規模が大きい方ほど感じている(「300人以上」で83.5%)が、倉庫業や、小売業でも小規模事業者の多い飲料小売業や食料品小売業などでは可能性がないと感じている(それぞれ64.7%、62.5%、62.2%)(問15)。
- ・意図的汚染防御の取組は情報交換・情報共有などでも2~3割程度に止まっており、意図的混入事件発生の可能性が高いと感じる社でも「持込み」や「施設」や「空調」へのアクセスの制限などの措置は進んでいない(15.2%、12.8%、5.7%、全体では11.2%、9.8%、5.2%)(問17)。また、実際の事件発生時を想定した対応について、同じく事件発生の可能性が高いと感じる社でも、即座の出荷停止措置が取れる社は43.7%に過ぎず(全体では35.5%)、回収基準やマニュアル整備などは1割前後に止まっている(問18)。
- ・欧米で法律上、義務化されている食品の受取・発送記録の整備・保存などについて、「対応済みもしくは整備意向あり」は、製造業および運輸・倉庫業に多く(それぞれ39.2%、45.5%)、小売業や飲食店では少ない(それぞれ13.0%、11.4%)(問22)。
- ・こうした中、コストをかけてまで対応しなくてよいと考える社は一部に止まっているものの(4.7%)、小規模事業者を中心に「現状で十分」との意見が多い(29.8%)。一方、意図的混入事件発生の可能性が高いと感じる社では「コストがある程度かかっても徹底したいが、採算が合わないため、徹底まではできない」(38.4%)などコストがネックであるとの意見が多い(問20)。
- ・ヒアリングの中ではフードディフェンスという観点から食品の安全を見た場合、完全に防御する事は不可能とする事業者が多かった。フードディフェンスの具体的な対応策としては、内外に向けた「監視カメラ」、「入出場時のチェック」、「施錠管理」、「コミュニケーションによる信頼関係の構築」などが挙げられ、「セキュリティ」と「コミュニケーション」との2面から対応することが重要との認識を示す事業者が多い。なお、欧米型の食品追跡・遡及制度の我が国への導入については、このレベルまでは最低限やるべきなど、賛成意見が多数であった。

4. 食品の安全性確保に向けた行政、消費者、事業者の役割と今後の課題

- ・アンケート調査における回答をみると、自由記述にも関わらず3,226社(回答率24.6%)からの回答があり、関心の高さを裏付けた。大きく分けると、食品規制のあり方に関する意見、事業者自らによる食の安全確保策に関する意見、食の安全確保のための事業者向け施策に関する意見、食の安全確

保における消費者、マスコミの役割に関する意見、食のあり方そのものに関する意見、がみられた。

- ・意見としては、特に、問19にあったような事業者として食品安全確保のためにコスト負担の難しさを訴えるものがみられるとともに、行政に対しては、緊急時における迅速な対応と素早い情報開示を求めるもの、輸入品等への検査の強化・徹底を求めるもの、国・地方・事業者が連携して適切な指導・監督・監視が行える体制を求めるもの、食品表示の改善を求めるもの、食品防衛などのマニュアルなどの整備を求めるもの、などが多かった。また、マスコミの報道やそれに対する消費者の反応に疑問を呈するものもみられた。
- ・ヒアリングでも同様に、行政には消費者への食育や正しい情報伝達、関連法規の整備や監督官庁の一元化、規格・基準の体系化、リスクコミュニケーションの推進、マスコミへの適切な情報提供などを求めるものがあった。なかでも、正確な情報を発信する政府、事業者、また、情報に踊らされない自己判断のできる消費者をそれぞれの役割として望んでいる事業者が多かった。
- ・消費者庁の役割については、食品に関する関連法規の再整備、資料・手続きなどの一元化の推進、事故情報の迅速な公表と対応、消費者への食品の安全・安心には経費が掛かることの啓蒙・周知活動やその他の情報提供、安全基準の基づくマスメディアへの適切な情報提供などが挙げられている。

【学術・海外行政情報】

成人における CoQ10 欠乏症

Quinzii CM, Hirano M, DiMauro S, (Dept. of Neurology, Columbia University Medical Center, New York, NY 10032, USA)
Mitochondrion 7S (2007) S122-S126

要旨

筋肉中コエンザイム Q10 (CoQ10) 欠乏症は、小児発症多発性全身性疾患、再発性ミオグロビン尿症を伴う脳筋症、小脳性運動失調症、純粹筋症を含む広範囲の疾病に関連していることが報告されている。CoQ10 欠乏症は主に子供に発症するが、成人期に小脳性運動失調症や筋症を発症した患者にも見られる。小児型 CoQ10 欠乏症の子供において、CoQ10 生合成遺伝子である COQ2 及び PDSS2 の突然変異が同定されている。しかし、成人期発症の CoQ10 欠乏症における分子遺伝学的基礎は依然明確にはされていない。

本文抜粋

CoQ10 はすべての細胞の膜に存在する脂溶性成分であり、ミトコンドリア呼吸鎖において電子を伝達し (Santos-Ocana et al., 2002) また、抗酸化物質として (Villalba and Navas, 2000) 細胞内代謝の様々な局面に關与している (Turunen et al., 2004)。

原発性 CoQ10 欠乏症は臨床的に不均一な疾病を引き起こす。即ち 脳筋症 (Ogasahara et al., 1989; Sobreira et al., 1997; Boitier et al., 1998; Di Giovanni et al., 2001; Aure et al., 2004) 小児多発性重度全身性疾患 (Rotig et al., 2000; Rahman et al., 2001; Salviati et al., 2005) 小脳性運動失調症 (Musumeci et al., 2001; Lamperti et al., 2003; Gironi et al., 2004; Artuch et al., 2006) 発育遅延、運動失調及び聴覚喪失を伴う Leigh 症候群 (Van Maldergem et al., 2002) 及び 純粹筋症 (Lalani et al., 2005; Horvath et al., 2006) である。これらの疾患は染色体の劣性形質として伝達され、多くの場合 CoQ10 補給に対して反応を示す。しかし、大部分の報告例では CoQ10 生合成経路における正確な異常の部位及び本質は同定されていない。

病的な遺伝子異常は小児型原発性 CoQ10 欠乏症の 3 例のみで同定されている：腎症及び脳症を伴う 2 例における COQ2 遺伝子ホモ接合体変異 (Salviati et al., 2005; Quinzii et al., 2006) 及び乳酸アシドーシス、Leigh 症候群及び腎症を伴う小児 1 例における PDSS2 遺伝子の複合ヘテロ接合体変異 (Lopez et al., 2006) である。これら 3 例の腎症患者はすべてステロイド耐性ネフローゼ症候群を発症した。

これまでに報告されている推定原発性 CoQ10 欠乏症患者の中で成人は 12 例である (Musumeci et al., 2001; Van Maldergem et al., 2002; Lamperti et al., 2003; Gironi et al., 2004; Horvath et al., 2006)。

Musumeci ら及び Lamperti らが報告している CoQ10 欠乏症成人患者は、運動失調型 CoQ10 欠乏症、即ち、小脳性運動失調と小脳萎縮を伴う小児と類似の表現型を持つ。Lamperti らの報告では成人患者は CoQ10 補給に対して反応を示さなかったが、Musumeci らの報告では若年成人において CoQ10 補給により劇的な改善がみられた。

Van Maldergem らは Leigh 症候群脳症、成長遅延、幼稚症など典型的な神経放射線学的特徴を有する 31 歳の女性及びその姉妹において CoQ10 補給により臨床的及び生化学的異常がともに著しく改善したことを報告している (Van Maldergem et al., 2002)。

Gironi らは高ゴナドトロピン性腺機能低下症及び進行性小脳性運動失調症を 30 歳代に発症した 2 例の成人兄弟において、運動失調の発症が遅く、テストステロン濃度が低い点で、Musumeci ら及び Lamperti の例と異なるが、CoQ10 補給により姿勢の安定性、歩行、言語発語明瞭度の改善、テストステロン濃度の

正常化が認められたことを報告している (Gironi et al., 2004)。

成人患者での CoQ10 補給による最も劇的な改善は、純粹筋症型 CoQ10 欠乏症で観察されている (Lalani et al., 2005; Horvath et al., 2006)。これらの患者は運動不耐性や近位筋力低下を亜急的に発症する点で均質と考えられる。筋症型では筋肉でのみ CoQ10 濃度が低下したのに対し、小児の全身性多発運動失調症、小脳性運動失調症及び Van Maldergem が述べた患者では、線維芽細胞においても CoQ10 濃度が低下した。

CoQ10 欠乏症はスタチンなどの薬剤による二次的結果の可能性も考えられる。スタチンは高コレステロール血症や冠動脈疾患の治療薬であるが、コレステロールだけでなく、CoQ10 の生合成も抑制するため、スタチン投与に伴う筋症、筋痛症、筋壊死及びミオグロビン尿症の原因は部分的な CoQ10 欠乏症によるとされている。高コレステロール血症患者及び健常人にスタチンを投与することにより、血中 CoQ10 濃度が部分的に低下することが多数報告されている (Folkers et al., 1985; Rundek et al., 2004)。また、18 例のスタチン誘発筋症において軽度の筋肉中 CoQ10 濃度低下が報告されている (Lamperti et al., 2005)。

パーキンソン病における血中及びミトコンドリアの CoQ10 濃度の低下が多く報告されている (Shults and Haas, 2005)。これらの事実とパーキンソン病及び筋萎縮性側索硬化症、ハンチントン病、フリートライヒ運動失調症などの他の神経変性疾患において酸化損傷及びミトコンドリア機能不全が存在していることより、抗酸化物質としての CoQ10 の潜在的な治療効果に関心が集まってきている (Beal, 2004)。パーキンソン病及びフリートライヒ運動失調症患者を用いた初期の小スケール臨床試験で CoQ10 の効果が示されている (Shults et al., 2002; Schapira, 2006) が、神経変性疾患に対する一次又は補助療法としての CoQ10 の役割をより明確にするためには大規模な試験が必要である。

様々な原発型及び二次型 CoQ10 欠乏症の分子的基礎及び発症機序は依然不明である。原発性 CoQ10 欠乏症が少数の小児多発性重度全身性疾患で遺伝学的及び生化学的に立証されているだけである。しかし、CoQ10 補給により筋力低下及び他の関連症状が改善する例があるため、亜急性の運動不耐性症及び筋力低下症、全ての遺伝学的に不確定な成人期発症小脳性運動失調症及び眼球運動失調症の鑑別診断において CoQ10 欠乏症は考慮されるべきであろう。さらなる研究は成人及び小児における様々な CoQ10 欠乏症の原因究明及び治療法改善に対して新たな解決の糸口を与えるであろう。

(株)カネカ QOL 事業部開発グループ 細江和典)

事務局から：第 72 号【学術・海外行政情報】の「1. 食品中微量化学物質のリスク評価優先付けのための毒性学的閾値 (TTC) 法の精密化」の文献名 Food Chem Toxicol, [Epub 2009 June 14] が欠落していました。ここに、お詫

びし追記いたします。

編集後記

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行日が8月11日の閣議において9月1日と決定されました。従って、同設置法附則の規定に基づき、9月1日に同設置法及び他の消費者庁関連2法が施行されるとともに、消費者庁も誕生します。

新設される消費者庁及び消費者委員会の組織等については、前号(72号)においてその概略を紹介しましたが、6月に同設置法が制定されてから僅か3か月足らずの間に、200名の新組織を発足させ、かつ、その組織において、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、消費者による自主的・合理的な商品や役務の選択の確保、消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示の適正化等の業務を行えるところまで漕ぎつけるのには並大抵なことでは有りません。恐らく、内閣府大臣官房消費者庁・消費者委員会設立準備室の方々が、今、わが国内で超々多忙な日々を過ごされているのではないのでしょうか。

食衛法に基づく表示基準の企画立案と執行、健康増進法に基づく特別用途食品表示許可の企画立案と執行が消費者庁へ移管されることから、現在厚生省令で規定している施行規則を、内閣府令で改めて規定し直さなければならず、関連する改正案の概要を紹介しました。

これに関連して、「食品等の規格基準の中で定める「特定保健用食品の規定を削除すること」が「食品安全基本法第11条第1項第1号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当する旨、食品安全委員会の了承を得なければならないことも取り上げました。特定保健用食品の安全確保の観点からは絶対に必要な仕組みと規定ですので、内閣府令においても施行日までには規定されるでしょう。

今般の「アレルギー物質を含む食品の検査方法」の一部改正では、特定原材料(えび、かに)の追加に伴う改正に加え、監視指導と自主管理、検査方法の精度管理、表示制度の検証と検査方法、信頼性確保の提言など、最新の技術進歩に対応した改正となっているので、改めて読み直すことをおすすめします。(伊藤蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。